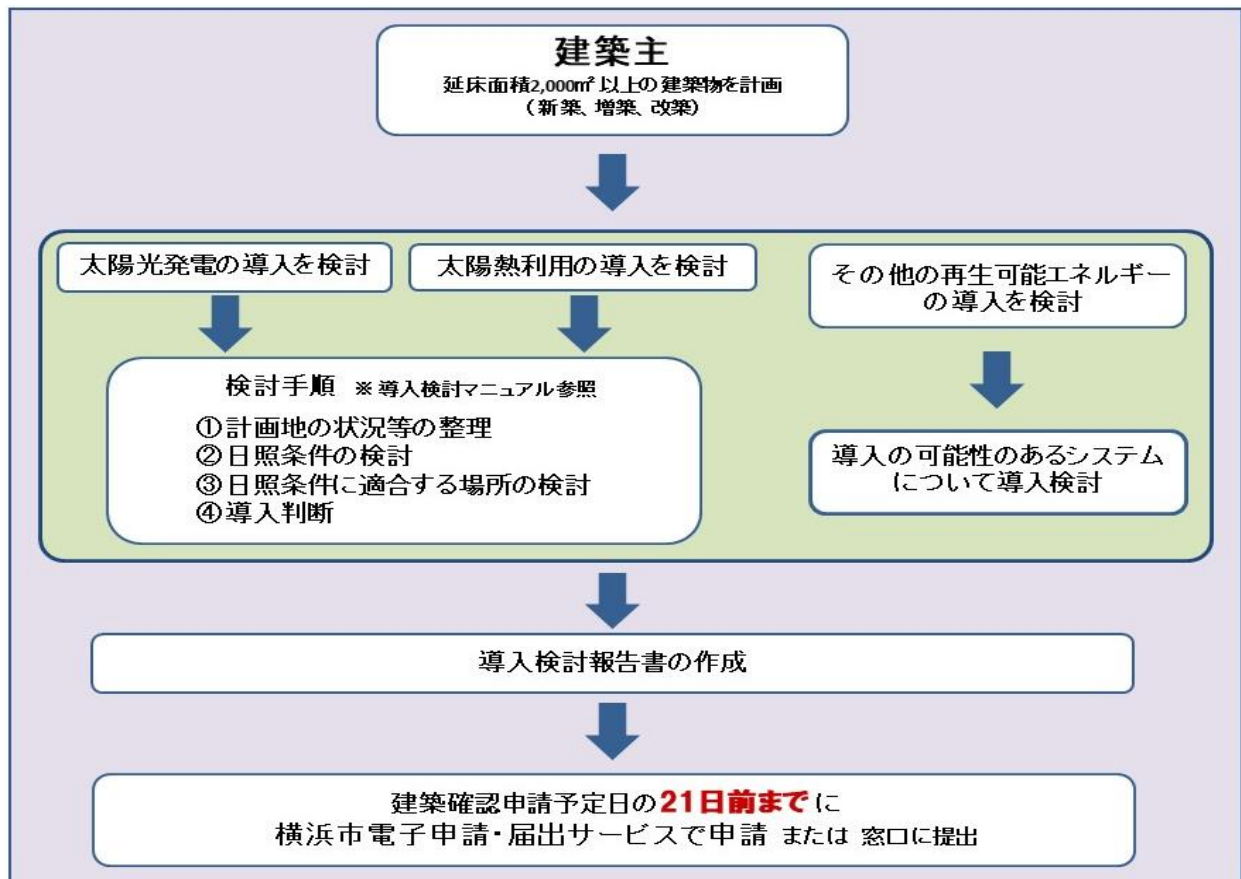


2019年4月1日から報告書様式を改訂しました。  
2019年10月30日から電子申請・届出サービスでの受付を開始しました。

# 再生可能エネルギー導入検討報告制度

再生可能エネルギーの普及促進のため、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を建築しようとする場合、建築計画時に再生可能エネルギーの導入を検討し、検討結果を横浜市に報告することを建築主に義務付けています。[平成22年4月から制度開始]

## 【導入検討・手続きの流れ】



根拠法令：横浜市生活環境の保全等に関する条例


※再生可能エネルギーの導入の可否に関わらず、報告書は必ず提出してください。

横浜市電子申請・届出サービスをご利用いただけます。

横浜市電子申請 再エネ

検索

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/navi/index.html>

電子申請トップページ「 手続の検索」より、キーワード検索・“再エネ”で検索してください。

導入検討報告書作成マニュアル・報告書様式などは、再生可能エネルギー導入検討報告制度のホームページからダウンロードできます。

横浜市再生可能エネルギー

検索

## お問い合わせ

### 横浜市 環境創造局 環境エネルギー課

※来庁の際には、**事前にご連絡**をお願いいたします。

横浜市中区本町 6-50-10 23階 TEL:045-671-2681

受付時間:(午前)9:00~12:00 (午後)13:00~17:15

あなたの明日に、エコをプラスしよう。

Yokohama **エコ**活。

# 再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書及び添付書類について

建築確認申請予定日の 21 日前までに、横浜市電子申請・届出サービス又は窓口にて提出してください。窓口での提出の場合は正・副 合計 2 部が必要です。

床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物の新築、増築又は改築が報告の対象です。

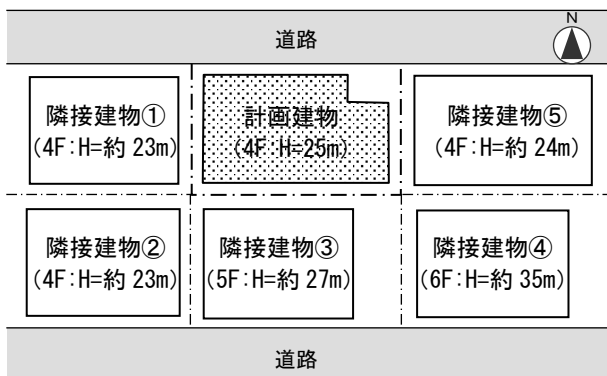
報告書及び添付書類		備考								
再生可能エネルギー利用設備導入検討報告書		細則第 38 号様式の 5								
添付書類	1 案内図	建築場所が確認できる付近見取図に、隣接建物の高さを記入したもの								
	2 屋上平面図等	パネルの設置可能場所及び面積、導入を予定する場合は設置場所を記入したもの <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <thead> <tr> <th>検討対象場所</th> <th>必要な図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>屋上平面図</td> </tr> <tr> <td>地上部</td> <td>配置図</td> </tr> <tr> <td>壁面</td> <td>立面図</td> </tr> </tbody> </table>	検討対象場所	必要な図面	屋根	屋上平面図	地上部	配置図	壁面	立面図
	検討対象場所	必要な図面								
屋根	屋上平面図									
地上部	配置図									
壁面	立面図									
3 その他の再生可能エネルギーのシステム概要が確認できる資料	その他の再生可能エネルギーを導入する場合、システムの概要（仕様書、系統図等）を添付してください。									

(注)報告書は、再生可能エネルギー利用設備の導入の可否に関わらず、必ず提出してください。

## 【添付書類の作成例】

### 1 案内図（付近見取図）

- ・付近見取図に建築場所を明示し、隣接建物の高さを記入してください。



- ・日照の確保が不十分な場合は、計画地に日影の影響を及ぼす建築物や日影の範囲等が分かるように、案内図や屋上平面図等に記入してください。

### 2 屋上平面図等

- ・屋上平面図にパネルの設置可能場所及び面積を記入してください。
- ・設置可能場所は、冬至の 9 時～15 時に日照が確保できる場所としてください。
- ・導入を予定している場合は、実際に設置予定の位置を記入してください。

